

# 競争法コンプライアンス規程

制定 平成27年5月13日

## (定義・目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ばね工業会（以下「本会」という）及びその会員が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という）及び同法に関連して公正取引委員会が定める指針その他の公表物を遵守し、また、世界各国、地域の独占禁止法に相当する各種法令（以下、独占禁止法と併せて「競争法」という）を十分に尊重し、もって本会及びその会員が競争法上の違反行為をし、又は違反していると疑われることなく、日本のばね産業の発展に寄与し続けることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 本規程は、すべての本会会員及びその会員企業の役員、従業員、代理人等（以下「会員等」という）並びに本会役員（理事ならびに監事をいう。以下、同じ。）及び職員（以下「本会職員」という）に適用する。

## (責任者)

第3条 本会の競争法コンプライアンス統括責任者は会長とし、担当責任者を専務理事とする。

2. 担当責任者は、本規程が適切に運用されるよう努めなければならない。
3. 担当責任者は、本規程に違反する事実及びその疑いがあると認めた時は、速やかに、会長及び理事会に報告しなければならない。

## (役員遵守誓約と研修)

第4条 本会役員は、本会の活動において競争法上に違反する行為及びその疑いが生じる不適切な行為を行ってはならず、本規程に定める目的に従い、その職務を行うものとする。

2. 本会役員は、役員選任の決議がなされた社員総会后、速やかに、本会から本規程の説明を受けなければならない。

## (会議及び会合における話題)

第5条 社員総会、理事会、支部年次大会、支部運営会議、委員会及び部会などの議長を定めて議事録に記録を残す会議等（以下、本会が主催するすべての会議を合せて「会議」という。）、及び懇親会、交流会、見学会等（以下、会議以外で本会の活動とされるすべての会合を「会合」という。）においては、次のような行為及びそのための議論、情報交換その他の行為を行ってはならない。

- (1) 販売価格、供給数量などの申告

- (2) 価格戦略、価格構成、価格変更の予定、代受条件などの申告
- (3) 販売先制限、販売地域制限、生産機種制限などの申告
- (4) 取引先、取引数量、売上高、市場占有率などの申告
- (5) 取引先への入札の有無、入札の価格、入札の予定などの申告
- (6) 競争法に抵触するおそれのある行為として担当責任者が定める行為
- (7) 前各号の他、競争法に抵触するおそれのある行為

(会議又は会合における議題・資料の事前確認)

第6条 会議の議長及び会合主催者は、会議又は会合において予定される議題及び配布される資料について、第5条各号の内容が含まれていないかを事前に確認しなければならない。

2. 会議の議長及び会合主催者は、前項の資料について、会議又は会合が開催されるまでに、本会に対して届出なければならない。

(会議又は会合の進行、出席者の役割と本会職員の役割)

第7条 会議の議長は、会議において、本規程第5条各号の話題に及んだときには、当該発言をした者に対して、発言を止めるよう注意を促さなければならない。

2. 会合主催者は、会合において、本規程第5条各号の話題に及んだときには、発言者に発言を止めるよう注意を促さなければならない。
3. 出席者は、会議又は会合の進行中において、他の出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断した場合には、議長又は会合主催者に対して発言者への注意を促す等、議長又は会合主催者の議事進行を補佐するものとする。
4. 会議又は会合には、原則として本会職員1名以上が参加するものとする。参加した本会職員は、会議又は会合の進行中において、出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断した場合には、議長又は会合主催者に対して発言者への注意を促す等、議長又は会合主催者の議事進行を補佐するものとする。
5. 会議又は会合において、本規程第5条各号の話題に及んだにも関わらず、議長又は会合主催者が、本条第1項又は前2項の義務を怠った場合には、出席者及び本会職員は、当該発言をした者に対して、発言を止めるよう注意を促すことができる。
6. 本条前項までに定める場合において、発言者が発言を中止しなかった場合、発言を止めるよう注意を促した議長、会合主催者又は出席者及び本会職員は、当該会議又は会合を終了させる。
7. 前項の場合には、終了した事実及びその事由の概要を議事録に残すものとする。また、議長、会合主催者又は本会職員は、会議終了後、速やかに、会長又は専務理事に報告する。

(会議議事録及び会合の記録の作成・管理)

第8条 会議に出席した本会職員、議長又は主催者から指名された議事録作成者は、議事録を作成しなければならない。

2. 前項の議事録には、別に定める議事録記載事項のほか、会議において出席者が不適切な言動を行った場合の対応の記録を残す観点から必要となる事項を記載するものとする。
3. 作成した議事録は事務局が文書管理規則に従い保管するものとする。
4. 会合に出席した本会職員又は主催者から指名された者は、別に定める記録記載事項を記した会合の記録を作成しなければならない。作成した記録は事務局が文書管理規則に従い保管するものとする。
5. 前4項の規定は、本会が海外の工業会等と会議又は会合を持ったときも同様とする。

#### (統計業務)

第9条 統計業務は、専務理事が統括する事務局業務とし、専務理事が本会職員を当該業務に係る責任者及び担当者たる職員（以下「統計担当者」という）に指名する。

2. 統計担当者は、会員から提供を受ける統計情報を機密事項として扱い、統計業務の報告で必要な場合のみ統計情報を提供した会員の統計担当者と接触し、それ以外での接触を行わない。他の本会職員、会員、外部との情報遮断を行う等、厳重な情報管理を徹底する。
3. 統計担当者が統計情報提供会員や本会職員に提供する統計情報は、個別会員の情報の特定及び抽出ができなくなる程度に集合化した情報のみとする。ただし、会員がホームページ等で一般に公開し、誰もが容易に収集できる情報については、本会の統計担当者が情報を収集し、専務理事の判断により、会員各社に提供することができる。

#### (自主規格・基準等)

第10条 本会が制定する自主規格・基準等（以下「自主規格等」という）は、特定の事業者（非会員含む）に対して、競争法上問題となり得る差別的な内容とならないよう十分に検討の上、本会が定めた手続きに従って定めるものとする。

2. 本会は自主規格等の利用を会員に強制するなどの自主規格等の利用上、競争法上問題となる行為を行わない。
3. 本会は自主規格等を制定するとき、会員から十分な意見聴取を行うとともに、必要に応じ、第三者等との間で意見交換又は意見聴取を行うものとする。

#### (研修)

第11条 担当責任者は、会員等及び本会職員等に対して、競争法コンプライアンスに関する研修を必要に応じ実施し、各人の知識向上に努める。

#### (本規程の一般公開)

第12条 本会は、本規程の会員への周知を図るものとする。

#### (違反処分及び再発防止)

第13条 本規程に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合、担当責任者は、

その原因について調査・分析を行い、適切な再発防止策を講じる。

2. 会員等が本規程に違反した場合は、理事会において慎重に審議し、違反会員等の意見を十分に聞いた上で、会員に対して処分を行うことができる。
3. 前項の処分の内容は都度協議して定める。

(罰則)

第14条 本会職員が、本規程に違反する行為を行った場合は、本会就業規則に従って懲戒処分とすることができる。

(規程の改廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

(施行)

本規程は平成27年5月13日より施行する。(平成27年5月13日理事会承認)